

役員の報酬および費用に関する規程

第1章 総 則

第1条〔目 的〕

この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬および費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条〔定 義〕

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤監事とは、監事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事をいう。
- (5) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (7) 月額報酬とは、月次で支給される固定報酬をいう。
- (8) 変動報酬とは、役員指名報酬委員会があらかじめ定める変動報酬指標の、一定期間における充足状況に応じて支給金額が変動する報酬をいう。

第2章 役員報酬

第3条〔報 酬〕

- (1) この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。
 - ① 常勤理事に支給する月額報酬、変動報酬および住宅手当
 - ② 非常勤理事に支給する月額報酬または別に定める会議への出席の都度支給する日当
 - ③ 常勤監事に支給する月額報酬および住宅手当
 - ④ 非常勤監事に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
 - ⑤ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

- (2) 報酬は、定款第 27 条の定めに従い、社員総会において定める総額の範囲内で支給する。

第 4 条〔費用〕

役員職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第 5 条〔報酬等の額の決定〕

- (1) この法人の常勤理事および非常勤理事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。なお、月額報酬は、役員の任期にかかわらず、1 年毎に見直すものとする。
- (2) この法人の常勤理事の変動報酬を支給する場合、職務執行状況および業績等の変動報酬指標その他の条件について、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。ただし、変動報酬の最大金額の 12 分の 1 相当額と、前項に基づく月額報酬の合計額は、別表の役員報酬表の最大額の範囲内であるものとする。
- (3) 前 2 項の決定に際しては、役員指名報酬委員会の答申を経なければならないものとする。なお、役員指名報酬委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「役員指名報酬委員会規程」によるものとする。
- (4) この法人の常勤監事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、監事の協議により決定する。

第 6 条〔月額報酬・住宅手当〕

- (1) 月額報酬を毎月支給する。支給方法および本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- (2) この法人は、別途定める役員社宅規程の定めるところに従い業務上必要と認められる常勤理事のためにこの法人が借り上げた社宅の賃料およびこの法人が負担する諸費用のうち、税務上の観点から役員社宅規程において本人負担を求めるとされた部分に相当する額（当該額の加算により増加する社会保険料及び税金相当額を含む）を、住宅手当として、月額報酬に加算して支給する。住宅手当の支給日、支給方法および本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は月額報酬の取扱いに準ずる。

第 7 条〔支給日等〕

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外および月の末日以外の日において就任または退任した常勤役員および非常勤理事の月額報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員および非常勤理事に対する当

該月分の月額報酬は第6条に規定する額の全額を支給する。

- (4) 変動報酬は、役員指名報酬委員会による変動報酬指標の充足状況に関する評価を踏まえた最終的な変動報酬金額の決定後2か月以内に、その金額を支給する。

第8条〔費用の支払い〕

- (1) この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。
- (2) 通勤手当については、この法人の職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 補 則

第9条〔公 表〕

この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第10条〔改 廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第11条〔補 則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第12条〔施 行〕

この規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2014年1月31日

2018年3月27日

2020年3月12日

2022年3月15日

2022年11月15日

2023年1月1日

2023年3月16日

2024年3月19日

別表：役員報酬表（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	29	2,900,000	57	5,800,000
2	200,000	30	3,000,000	58	5,800,000
3	300,000	31	3,100,000	59	5,900,000
4	400,000	32	3,200,000	60	6,000,000
5	500,000	33	3,300,000	61	6,100,000
6	600,000	34	3,400,000	62	6,200,000
7	700,000	35	3,500,000	63	6,300,000
8	800,000	36	3,600,000	64	6,400,000
9	900,000	37	3,700,000	65	6,500,000
10	1,000,000	38	3,800,000	66	6,600,000
11	1,100,000	39	3,900,000	67	6,700,000
12	1,200,000	40	4,000,000	68	6,800,000
13	1,300,000	41	4,100,000	69	6,900,000
14	1,400,000	42	4,200,000	70	7,000,000
15	1,500,000	43	4,300,000	71	7,100,000
16	1,600,000	44	4,400,000	72	7,200,000
17	1,700,000	45	4,500,000	73	7,300,000
18	1,800,000	46	4,600,000	74	7,400,000
19	1,900,000	47	4,700,000	75	7,500,000
20	2,000,000	48	4,800,000	76	7,600,000
21	2,100,000	49	4,900,000	77	7,700,000
22	2,200,000	50	5,000,000	78	7,800,000
23	2,300,000	51	5,100,000	79	7,900,000
24	2,400,000	52	5,200,000	80	8,000,000
25	2,500,000	53	5,300,000	81	8,100,000
26	2,600,000	54	5,400,000	82	8,200,000
27	2,700,000	55	5,500,000	83	8,300,000
28	2,800,000	56	5,600,000	84	8,400,000